



Vol.26

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所
東京都千代田区麹町4-2-6第二泉商事ビル8階

★整理解雇(5)

今月も希望退職募集について引き続き述べたいと思います。

5. 発表時期はいつがよいか？

従業員も希望退職募集に応募するか否か家族と相談する時間などが必要です。性急に希望退職を募集しても、対象従業員が退職すべきか決断がつかない可能性も高く、会社が希望する応募者数を確保できないことがあります。募集開始日の少なくとも1ヶ月前には発表したいところです。

6. 募集人員はどのように決めるべきか？

希望退職を募集する際、募集人員数を決める必要があります。一概には言えませんが、製造業であれば現在の生産量にみあう人員数、割増退職金の予算規模、会社の資金繰り状況などをもとに決定することになります。また、一度希望退職募集人員数を決定した後に、希望退職募集人員数を減らすことは容易であっても、希望退職募集人員数を増やすことは事実上困難です。希望退職募集人員数を特段の事情のない限り当初予定よりも増やすことは、会社の希望退職募集計画自体が杜撰である、会社を信用できないなどの印象を持たれる可能性があります。

7. 割増退職金の決め方(年齢・勤続年数・扶養家族)

大企業の場合は、従業員は定年まで勤め上げることを期待しているため、従業員が定年まで勤め上げる期間が長ければ長いほ

ど割増金が必要となります。一方で、若手従業員に退職されては困る場合もあるので、ある年齢のところで割増金のピークを作ることになります。

一方で中小企業の場合は、定年まで勤め上げることを予定しない場合もあると思います。また中途入社者が多い場合が通常です。そのため、年齢よりも会社の在籍年数に応じて、これまでの貢献に報いるために在籍年数に応じて割増退職金を決める場合もあります。

また、扶養家族がいれば、それだけ生活費がかかりますので、割増退職金の金額を扶養家族がない方よりも上げる必要があります。扶養家族がある、なしで別のテーブルを作っても構わないと思います。

8. 募集期間はどのくらいがよいか

希望退職募集の条件にもよりますが、従業員は他の従業員が希望退職募集に応募するか様子を見ながら、希望退職募集に応じることが多いため、ある程度募集期間についても時間が必要です。十分に応募者を集めるためには、募集期間は1週間では短く、最低でも2週間程度は必要であると思われる。

お気軽にご相談下さい(10:00~17:00)

連絡先

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982

E-mail : r.mukai@mbm.nifty.com